

改正

平成11年3月26日規則第7号

平成16年3月26日規則第11号

平成17年3月14日規則第4号

平成17年9月30日規則第23号

平成18年12月18日規則第71号

平成21年6月24日規則第20号

平成24年3月19日規則第7号

平成25年3月21日規則第14号

平成28年3月31日規則第18号

令和3年6月21日規則第30号

鹿沼市やまびこ荘条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿沼市やまびこ荘条例（昭和47年鹿沼市条例第16号。以下「条例」という。）

第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理料)

第2条 市長は、条例第3条の規定により鹿沼市やまびこ荘（以下「やまびこ荘」という。）の管理を指定管理者に行わせるときは、予算の範囲内において指定管理料を支払うものとする。

(収容定員)

第3条 やまびこ荘の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護 40人
- (2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所 6人
- (3) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援 30人
- (4) 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター 5人

(利用者)

第4条 やまびこ荘を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定により支給決定を受けた者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により市長が入所措置が必要と認める者

（利用の手続）

第5条 やまびこ荘を利用しようとする者（前条第2号に規定する者を除く。）又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人等であつてその者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、鹿沼市やまびこ荘利用申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに決定し、利用を許可するときは鹿沼市やまびこ荘利用決定通知書（様式第2号）により、利用を許可しないときは鹿沼市やまびこ荘利用不許可決定通知書（様式第3号）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定によりやまびこ荘の利用を認めるときは、指定管理者は、当該申請者と契約を締結するものとする。

（重要事項記載文書の交付）

第6条 指定管理者は、前条第3項の規定によりやまびこ荘の利用契約を締結するときは、次に掲げる事項を記載した書面について説明し、当該契約書と併せて交付するものとする。

- (1) やまびこ荘の設置者及び所在地
- (2) やまびこ荘での支援の内容
- (3) 利用料金の額
- (4) 利用契約期間
- (5) やまびこ荘での支援に係る苦情を受け付けるための窓口

（利用料金の減免）

第7条 条例第8条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、鹿沼市やまびこ荘利用料金減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 3 月26日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月14日規則第 4 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月30日規則第23号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

5 この規則の施行の際、現に改正前の鹿沼市知的障害者更生施設設置及び管理条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年12月18日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 6 月24日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

（鹿沼市知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

2 鹿沼市知的障害者福祉法施行細則（平成16年鹿沼市規則第28号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成24年 3 月19日規則第 7 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日規則第14号）

この規則中第 1 条の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式であって、この規則の施行の際現に使用しているものは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和3年6月21日規則第30号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

鹿沼市やまびこ荘利用申請書

年 月 日

指定管理者 宛

本人住所
 氏名
 電話番号()
 保護者住所
 氏名
 電話番号()

鹿沼市やまびこ荘を利用(□生活介護 □短期入所 □施設入所支援 □地域活動支援センター)したいので、下記のとおり申請します。

記

区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業	
利用者の家庭の状況	ふりがな	本人	年 月 日 (歳)	男・女		
	利用者					
	世帯員				男・女	
					男・女	
					男・女	
					男・女	
申請理由						

※ 指定管理者記載欄	利用の要否

(注) ※印の欄は、記載しないでください。

鹿沼市やまびこ荘利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました鹿沼市やまびこ荘利用(□生活介護
□短期入所 □施設入所支援 □地域活動支援センター)について、下記のとおり決定した
ので通知します。

記

利 用 者	住 所			
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 歳	電話番号	
利用決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用条件				
備 考				

鹿沼市やまびこ荘利用不許可決定通知書

第 号
 年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました鹿沼市やまびこ荘利用(□生活介護
 □短期入所 □施設入所支援 □地域活動支援センター)について、下記のとおり許可しないことに決定したので通知します。

記

利用希望者	住 所			
	ふりがな		性 別	男・女
	氏 名		電 話 番 号	
	生年月日	年 月 日 歳		
不許可の理由				
備 考				

- (注) 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であって、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときには、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

様式第4号(第7条関係)
様式第4号(第7条関係)

鹿沼市やまびこ荘利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 宛

本人住所
氏名
電話番号()
保護者住所
氏名
電話番号()

鹿沼市やまびこ荘の利用料金について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

正 規 の 利 用 料 金		円
減 免 申 請 額		円
減 免 申 請 理 由		
備 考		